

法学研究科

I 2022年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2022年度大学評価結果総評】(参考)

法学研究科は、自己点検・評価は適正に実施されている。また研究科の課題への対応も、一定程度進んでいると評価できる。特に2022年度から導入されたアドバイザー制度と相談員制度は、コースワーク・リサーチワーク制のもとでの科目配置と指導体制に対して、他の研究科にも参考になる試みとして高く評価できる。2018年度から取り組んできた入試制度改革も、コロナ禍の影響も加味しても着実に進んでおり、受験生数の顕著な増加が見られる点で一つの成果として認められる。ただ入学者数が未だ一桁代を推移しており、引き続き定員充足への改善が望まれる。また、質保証委員会を教授会から独立させ、研究科としての質保証態勢を強化させた点は評価できる。ただ年度一回の委員会の開催については今後の検討を期待したい。2021年度の重点目標の外国人留学生・社会人院生の実態やニーズに対応したカリキュラム構築および入試制度改革は、2022年度の受験生の増加として結実しており、改善が見られることは評価できる。

【2022年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

- 2022年度は、FD活動をカリキュラムと連動させたFDカリキュラム委員会を計4回開催し、教育課程・教育内容や入試の方法について議論を重ねてきた。特に、外国人留学生と社会人大学院生の入試制度・カリキュラム構築・論文執筆指導(および学位授与基準)について重点的に議論・検討を行い、ファッハ(専門分野)単位で具体的な課題が提示され、今後さらに検討を進めていく。
- 研究面および生活面での学生のニーズによりきめ細かい対応ができるようにする目的で、個人指導中心になる大学院教育において複眼的な教育を提供するために従来の指導教員のほかに各学生にアドバイザーをおくアドバイザー制度、および、特に日本の学生生活に慣れない留学生等の生活面での相談に応じるために各法分野の教員7名を相談員とする相談員制度が2022年度から実施された。そこで、これらの新制度の運用状況・利用実態の把握に努めるとともに、今後の制度のあり方について議論を行った。この点については、2023年度においても引き続き検討を行い、制度の改善に努める。
- 修士課程の入試については、2023年度が47名(内、外国人は42名)となっており、2020年度以来、順調に受験者数を確保できていたのに対して(2022年度は59名)、特に外国人留学生については昨年度や一昨年度の来日困難などが影響している可能性もあるほか、コロナ禍による経済的環境変化の影響によって、再びコロナ禍前の2019年度の水準にまで後退してしまっている。その結果、修士課程入学者についても、2021年度の6名、2022年度の7名に対して、2023年度は5名と減少してしまっている。また、博士後期課程入試については、2021年度の入学者は5名となり定員の100%充足を達成していたのに対し、2022年度、2023年度はともに2名に留まっている。以上の結果を踏まえて、日本人志願者については、本学法学部法律学科において法曹コースが新設され3年卒業により一定数の学生が本学大学院法務研究科に進学するに至っていることの影響やコロナ禍による経済的事情の変化による影響も見据えつつ、中長期的に志願者数の推移を見守るとともに、留学生志願者についても、コロナ禍による入国制限が解除されたことに伴う影響を踏まえて、引き続き個別相談等を実施するなどして受験生のニーズを個別的に把握することにより、志願者の増加に努めることとする。併せて修士課程の収容定員の見直しについての検討も行うこととする。

II 自己点検・評価

1 教育課程・学習成果

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

1.1①授与する学位ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を記入してください。	
<p>< 修士課程 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の単位の修得により、以下に示す水準に達した学生に対して「修士（法学）」を授与する。 <p>DP1. 法律学分野に関する高度な専門的知識を修得した学生。</p> <p>DP2. 現代社会における多様な問題を的確に分析し、説得力のある法的議論を展開する能力を修得した学生。</p> <p>DP3. 先行研究、外国文献等の必要な資料を渉猟し、学術的な意義のある修士論文またはリサーチペーパーを作成するための基礎的な研究能力を修得した学生。</p> <p>DP4. 所定の年限に修士（法学）に価する修士論文またはリサーチペーパーを作成した学生。</p> <p>< 博士後期課程 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す水準に達して、自立して研究を行うことが可能な学生に対して「博士（法学）」を授与する。 <p>DP1. 研究者として自立するに足る高度な研究能力を修得した学生。</p> <p>DP2. 比較法を含む先端レベルの法律知識を修得した学生。</p> <p>DP3. 所定の年限に現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある博士論文を作成した学生。</p>	
1.1②上記のディプロマ・ポリシーには、授与する学位において学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が示されていますか。	はい
1.1③上記のディプロマ・ポリシーを公表していますか。	はい
【根拠資料】	
https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/gakui_juyo/daigaku_in/#a04	

1.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

1.2①授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を記入してください。	
<p>< 修士課程 ></p> <p>CP1 コースワーク科目として、法律学原典研究と特殊講義の科目群がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律学原典研究は、法律学に関する外国文献の講読を通して、法律学の研究に必要な外国文献の読み方・理解の仕方などを学び、併せて翻訳の技法を身につけることを目的とする。 ・特殊講義は、各分野の基礎を確認した上で専門知識を体系的に身につけることを目的とする。 <p>CP2 リサーチワーク科目として、演習と論文指導を開講する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演習では、学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図ることを目的とする。 ・論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教授が論文の完成に向けて段階的な指導を行う。 <p>CP3 ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。</p> <p>①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。</p> <p>②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。</p>	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

<p>③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。</p> <p><博士後期課程></p> <p>CP1 コースワークとして特殊研究を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得することを目的としている。</p> <p>CP2 リサーチワークとして、特研演習を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行う。</p>	
1.2②上記のカリキュラム・ポリシーには、授与する学位において学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成（教育課程の体系、教育内容）・実施（教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等）方針が示されていますか。	はい
1.2③上記のカリキュラム・ポリシーを公表していますか。	はい
【根拠資料】	
https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in/#a04	

1.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1.3①「法政大学大学院学則」第15条（「単位」）に基づいた単位設定を行っていますか。	はい
---	----

1.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

1.4①学生の履修指導を適切に行っていますか。	はい
1.4②シラバスの内容の適切性と授業内容とシラバスの整合性を確保していますか。	はい
1.4③研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。	はい
1.4④研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。	はい
【根拠資料】	
研究科教授会議事録・FDカリキュラム委員会議事メモ、「法学研究科研究指導計画」（大学院要項及び https://www.hosei.ac.jp/application/files/7816/2123/3630/2021_4_hou_kenkyu.pdf に掲載）	

1.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

1.5①「法政大学大学院学則」第20条の2（入学前既修得単位の認定）に基づき、既修得単位などの適切な認定を行っていますか。	はい
1.5②「法政大学大学院学則」第22条（修了要件）、第26条（修了要件）に基づき、修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、予め学生に明示していますか。	はい
1.5③成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置を講じていますか。	はい
1.5④学位論文審査基準を定め、文章等によって予め学生に明示し公表していますか。	はい
【根拠資料】	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

「法政大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」・「法政大学大学院法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」（大学院要項及びhttps://www.hosei.ac.jp/application/files/7816/2123/3630/2021_4_hou_kenkyu.pdfに掲載）

1.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

1.6①分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定をしていますか。	はい
1.6②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標に基づき学生の学習成果を把握していますか。	はい
1.6③学習成果を可視化していますか。	はい
【根拠資料】	
「法政大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」・「法政大学大学院法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」（大学院要項及び https://www.hosei.ac.jp/application/files/7816/2123/3630/2021_4_hou_kenkyu.pdf に掲載）	

1.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

1.7①授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。	はい
1.7②大学評価室による学生調査結果（新入生アンケート・修了生アンケート）を組織的に利用していますか。	いいえ
【根拠資料】	
研究科教授会議事録	

(2) 特色・課題

以下の項目の中で、研究科として特に「特色」として挙げられるもの、もしくは「課題」として今後改善に取り組んでいきたいものを選択し、記入をしてください。	
【教育課程・教育内容】【教育方法】【学習成果】 それぞれの項目の中で「特色」または「課題」を選択し、内容について記入してください。	
【教育課程・教育内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性と連関性の検証 ・学生の能力育成のための、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容の適切な提供 ・コースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせた教育の提供 ・専門分野の高度化に対応した教育内容の提供 ・大学院教育のグローバル化推進のための取り組み 	
特色	修士課程・博士課程
教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性と連関性の検証	
<p>法学研究科では、通常月2回のペースで、研究科教授会を定期的で開催し、修士及び博士双方の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の修士課程・博士課程の開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>	
【教育方法】	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育上の目的を達成するための、効果的な授業形態の導入（PBL、アクティブラーニング、オンデマンド授業等） ・授業がシラバスに沿って行われているかの検証（後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等） 	
特色	修士課程・博士課程

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

教育上の目的を達成するための、効果的な授業形態の導入（PBL、アクティブラーニング、オンデマンド授業等）	
<p>法学研究科では、特に修士論文・博士論文の執筆指導を行う授業科目において、テーマ選定、関連資料の収集、論文全体の構成、論文の執筆といった論文執筆プロセスについて、第1次的に学生自らが主体的に取り組むことが求められ、その各プロセスに応じて教員が適切な指導を行い、あるいは学生との間で質疑応答を重ねた上で、さらに学生が主体的に課題に取り組み続け、最終的に論文を完成させることが目指されており、そこでPBL（課題解決型学習）が実践されていると言える。</p>	
<p>【学習成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価及び単位認定を行うための制度や学位授与の実施手続き及び体制についての適切な運用 ・学位の水準を保つための取り組み ・学習成果を把握する取り組み ・学習成果を定期的に検証し、その結果をもとにした教育課程およびその内容、方法の改善・向上に向けた取り組み 	
特色	修士課程・博士課程
学位の水準を保つための取り組み	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 法学研究科では、独自の学位取得のためのガイドラインを設け、学位審査基準とともに公表している。 2. 学位授与に関しては、修士課程・博士課程ともに複数の審査委員による審査を適正に行い、学位授与の水準が維持されている。学位授与に係る責任体制及び手続については、学位授与の水準に到達しているか、また授与の可否について教授会で審議され、授与の可否が決定されている。特に2022年度から導入されたアドバイザー制度により、これまでの主査1名副査2名の三人体制（うち一人は研究科執行部）に加えて、アドバイザーが修士論文・博士論文の進捗度を確認する体制をとっている。 	
その他、上記項目以外で研究科として「特色」として挙げられるもの、または「課題」として今後改善に取り組んでいきたいものがありましたら記入してください。	
特色	
<p>学習成果の検証ならびに、教育課程等の改善・向上に向けて、研究科教授会において適切性の点検・評価がなされている。学生による授業改善アンケートに関して、教授会で回覧し情報を共有している。さらに、授業改善アンケートでは組み取れない院生の声を拾い上げる仕組みとして、アドバイザー制度や相談員制度が2022年度から導入されている。</p>	
課題	
特になし。	

2 学生の受け入れ

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

2.1①研究科ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を記入してください。

法学研究科では、以下のような人材を受け入れる。

< 修士課程 >

AP1 条文の解釈や判例の読み方といった法技術的な知識を身につけている。

AP2 研究の基礎となる法学の体系的・専門的な知識を身につけている。

AP3 法の内容それ自体に対する批判的な見方を可能にするような多角的観点から分析する能力と柔軟な思考力を修得している。

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

<p>AP4 身につけた知識と修得した分析能力・思考力を活用して、法的な問題の妥当な解決を図ることができるリーガルマインドを備えている。</p> <p>AP5 外国人留学生の場合、日常会話が可能な日本語能力と日本の法律制度に対する基本的な知識を修得している。</p> <p><博士後期課程></p> <p>AP1 修士課程の AP1 から AP5 に加え、日本法および外国法につき高度な研究能力を備えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程の一般入試、学科内入試、社会人入試では、専門科目の試験によって、法律の解釈・適用能力を評価し、英語の試験を通して、語学力を評価し、さらに、口述試験によって法律の解釈・適用能力と議論を展開する能力を評価する。また、外国人入試では、専門科目試験と面接により日本の法律制度に対する基本的な知識を評価し、日本語科目の試験と口述試験により日本語能力を評価する。 博士後期課程の入試では、専門科目試験および外国語科目試験、口述試験、修士論文の内容を通して研究能力を評価する。 	
2.1②上記のアドミッション・ポリシーには、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえた、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されていますか。	はい
2.1③上記のアドミッション・ポリシーを公表していますか。	はい
【根拠資料】	
https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/ukeire_hoshin/daigaku_in/#a04	

2.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>2.2①アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制をどのように適切に整備していますか。また、入学者選抜をどのように公正に実施していますか。</p>	
<p>1. 学生募集及び入学者選抜の制度・体制に関しては研究科教授会で議論し整備を進めており、入試要項のチェックや進学相談会についても、研究科長を中心に教授会全体で対応している。</p> <p>2. 入学者選抜に関しては、①語学科目及び専門科目については研究科教授会構成員が責任を持って出題及び採点を行い、研究科教授会の構成員全員をもって構成される判定会議において結果を審議・承認している。また、②口述試験においては、3名以上の専任教員をもってこれを行い（このうち1名には研究科長（専攻主任）又は副主任が入ることにより、口述試験の全体としての整合性・公正性を担保している）、やはり判定会議において結果を審議・承認する体制をとっている。</p>	

2.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2.3①【2023年5月1日時点】研究科・専攻における収容定員充足率は、下記の表1の数値を満たしていますか。	いいえ
--	-----

2.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>2.4①上記項目において【いいえ】と回答した場合は、その理由と改善に向けた今後の取り組みについて記入してください。</p> <p>修士課程については、収容定員40名に対して在籍学生数14名となっており、収容定員充足率は0.35となっており、表1の数値を満たしていない。これに対して、博士後期</p>	
--	--

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

課程については、収容定員 15 名に対して在籍学生数が 13 名となっており、収容定員充足率は約 0.86 となっていて、表 1 の数値を十分に満たしている。

このように修士課程では収容定員と在籍学生数の不均衡が顕著となっており、今後、修士課程における収容定員の見直しを検討する必要性が認められる。併せて、修士課程の志願者数増加のためには、本学法学部法律学科における法曹コース（学部 3 年卒業後、法科大学院に進学するコース）の新設が内部進学者数にどのように影響しているか、コロナ禍による経済的状況の変化が社会人学生も含めた日本人志願者の動向にどのような影響を与えているか、また、コロナ禍が外国人留学生の志願状況にどのように影響しているかをそれぞれふまえつつ、昨年度に引き続き外国人留学生と社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度のあり方について検討するとともに、進学相談の機会を設けることで、志願者数増加に繋げるように取り組む。

表 1

研究科・専攻における収容定員に対する在籍学生数比率	修士課程	0.50 以上 2.00 未満
	博士課程	0.33 以上 2.00 未満

3 教員・教員組織

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

3.1①研究科の求める教員像および教員組織の編成方針を記入してください。

1. 法学研究科の専任教員は法学部に所属しており、教員組織の編成方針は法学部の編成方針に従う。人事に際しては、法学部における担当科目のみならず法学研究科における科目担当も考慮した上で検討がなされており、そこでは、教育上及び研究上の業績を有し、その担当する専門分野について高度の研究指導能力があると認められるかが考慮されている。
2. 法学研究科では、幅広い分野にわたり体系的に豊富な専門科目を設置し、また、個別の論文指導を目的とした科目も揃えているところ、専任教員が開講科目のうちの相当数を担当している。
3. 教員の男女比は 2023 年 4 月時点で 17:9 となっており、大学組織の中ではかなり良好な男女比となっている。
4. 今後、教員組織の国際化をどう行っていくかは検討課題である。

3.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

3.2①研究科の教員組織の編制は、理念・目的、教員組織の編制方針に整合していますか。	はい
3.2②教員組織の規模について、教育研究上必要となる数の専任教員がいますか。	はい
3.2③専任教員の専門性や、主要科目への配置など、教育を実施するうえでどのような体制をとっていますか。	憲法、行政法、国際法、民法、商法、民事訴訟法、倒産法、刑法、刑事訴訟法、労働法、経済法、知的財産法といった実定法分野、そして、法哲学、法制史、外国法などの基礎法分野といった広範囲の分野につき、それぞれ専門とする教員を網羅的に確保している。

3.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

3.3①教員の募集、採用、昇任等の手続きや運用に関する規程は整備されていますか。	はい
--	----

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

3.3②上記の規定は、公正性、適切性が担保されるよう適切に運用されていますか。	はい
【根拠資料】	
法学部「専任教員の採用・昇格に関する内規」（2018年度第9回法学部教授会）	

3.4 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

3.4①研究科（専攻）内のFD活動は組織的に行われていますか。	はい
3.4②上記項目について【はい】と回答した場合は、2022年度のFD活動の実績（開催日・テーマ・参加人数）を記入してください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回（2022年5月16日） 「今年度の審議事項についての確認」（参加人数8名） ・ 第2回（2022年6月13日） 「外国人留学生と社会人大学院生に関する入試制度・カリキュラム・論文執筆指導（および学位授与基準）についての検討」（参加人数8名） ・ 第3回（2023年1月16日） 「外国人留学生と社会人大学院生に関する入試制度・カリキュラム・論文執筆指導（および学位授与基準）についての検討」（承前）・「大学院生への聞き取り事項について」（参加人数8名） ・ 第4回（2023年2月20日） 「大学院生へのモニタリング報告」・「社会人院生対応に関する各ファックからの意見について」（参加人数8名） 	
3.4③研究科（専攻）内において研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための方策を講じていますか。	はい
3.4④上記項目で【はい】と回答した場合は、研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための取り組みの実績（開催日・テーマ・参加人数等）について記入してください。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。 2. 法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。 3. 大学本部の方針に基づき、各教員が各種国家機関や研究機関の委員等として制約なく活動できる体制を維持している。 	

4 学生支援

(1) 特色・課題

以下の項目の中で、研究科として特に「特色」として挙げられるもの、もしくは「課題」として今後改善に取り組んでいきたいものを選択し、内容について記入をしてください。	
【学生支援】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・ 学生の自主的な学習を促進するための支援 ・ 学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）への対応 ・ 成績不振の学生の状況把握と指導 ・ 外国人留学生の修学支援 ・ オンライン教育を行う場合における学生への配慮（相談対応、授業計画の視聴機会の確保等） 	
特色	修士課程・博士課程
外国人留学生の修学支援	
1. 入学時の新入生オリエンテーションにおいて、日本人の学生とともに外国人留学生にも役立つ研究上の注意事項や基本的な技術の習得に関する情報を提供している。	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

<p>2. 入学時に院生の上級生からもガイダンスを行い、大学院における生活一般にかかわる情報を提供し、とりわけ大学院チューター制度への申込みを強く推奨している。大学院チューターによる外国人留学生への支援は、日本語指導、研究に必要な情報収集の方法の指導及び生活一般の相談など、重要な役割を果たしている。さらに、指導教員が個別に外国人留学生に科目の履修や研究について指導を行っている。</p> <p>3. 2022年度から相談員制度を導入したことで、大学院生活全般について複数教員体制でよりきめ細かい対応ができるようにしている。</p>
<p>その他、上記項目以外で研究科として「特色」として挙げられるもの、または「課題」として今後改善に取り組んでいきたいものがありましたら記入してください。</p>
<p>特色</p>
<p>特になし。</p>
<p>課題</p>
<p>特になし。</p>

5 教育研究等環境

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

<p>5.1①研究科として研究倫理の向上及び不正行為の防止等について、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じていますか。</p>	<p>はい</p>
<p>【根拠資料】</p>	
<p>20230404 法政大学大学院法学研究科新入生オリエンテーション配布資料</p>	

III 2022年度中期目標・年度目標達成状況報告書

評価基準	理念・目的	
中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。	
年度目標	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性について引き続き検討する。	
達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について、いわゆる3つのポリシーとの関係も意識しながら検討する。他大学の状況と比較しつつ検討を続ける。	
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	特に社会人大学院生への対応に関して本研究科の理念・目的をどのように考えるかについてFDカリキュラム委員会・教授会で意見交換を行った。
	改善策	引き続き、研究科内での意見交換を行いつつ、今後の研究科の方向性を検討していく。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	FDカリキュラム委員会および教授会において、社会人大学院生への対応に関して研究科の理念・目的をどのように考えるかについて意見交換を行った点は、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、FDカリキュラム委員会および教授会において、社会人大学院生と外国人留学生に対応したカリキュラム構築および入試制度について議

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

		論を重ねる中で、研究科の理念・目的の妥当性について検討することが望まれる。
	評価基準	内部質保証
	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
	年度目標	質保証委員会からの課題提起と、法学研究科教授会・FDカリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着を図るために、具体的な改善策を探る。
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題に具体的にどのように取り組んでいるかについてヒアリングを実施し、意見交換の機会を増やせるかを検討する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	今年度から質保証委員会を年2回以上開くという課題を達成し、研究科長とのヒアリングも実施し、質保証委員会のあり方について検討した。
	改善策	質保証委員会と研究科長ないしカリキュラム委員長の意見交換のあり方について引き続き、検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	質保証委員会を2回以上開催するとともに、研究科長による質保証委員会へのヒアリングを実施して質保証委員会のあり方について検討した点は、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、質保証委員会と研究科長ないしFDカリキュラム委員会との意見交換のあり方、および、質保証委員会からの課題提起と教授会・FDカリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着のための改善策を探ることが望まれる。
	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。大学院教育における比較法の位置づけを検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム、学位論文執筆のあり方につき、全体的なカリキュラムとの整合性を考慮しつつ、具体的な検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、比較法研究を多様な大学院生に対し、どこまで要求するかについての検討を行う。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	S
	理由	①FDカリキュラム委員会を4回開催して、学位論文執筆における比較法研究の必要性について検討し、比較法研究を必要とするという従来どおりの路線を維持しつつも個別の事情に依る例外に柔軟に対応することという方針を教授会で確認した。 ②社会人大学院生に対応したカリキュラムのあり方について、FDカリキュラム委員会で意見の集約を行い、これを基にさらに今後検討を行っていくこととした。
	改善策	左記②について引き続き検討を行う。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	FDカリキュラム委員会を年4回開催して、学位論文執筆における比較法研究の必要性や、社会人大学院生に対応したカリキュラムのあり方につい

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

		て検討や意見集約を行ったこと、および、学位論文執筆における比較法研究の有無についての方針を教授会で確認したことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、社会人大学院生に対応したカリキュラムのあり方について意見集約を行い、これを基礎としてFDカリキュラム委員会や教授会で検討することが望まれる。
	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するためにアドバイザー制度や相談員制度をどのように生かせるかを検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会および教授会で、アドバイザー制度や相談員制度を外国人留学生の教育に生かすための方向性を検討する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	アドバイザー制度および相談員制度の活用状況について、大学院生にモニタリングを行い、その結果をFDカリキュラム委員会および教授会で共有した。修士論文作成にあたっては、アドバイザー制度が機能しているが、その他の面でさらにこれらの制度の生かし方を引き続き、検討していくこととした。
	改善策	外国人留学生についてはチューターが大学院生活についてのサポートを行っているので、チューターと新しい制度との関係性についての検討を行う。また修士論文作成以外の面でのアドバイザー制度の生かし方についてさらに検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	アドバイザー制度および相談員制度の活用状況について大学院生にモニタリングを行ったこと、その結果をFDカリキュラム委員会および教授会で共有した上で、アドバイザー制度の実際の機能状況や課題を見出したことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、修士論文作成以外の面でのアドバイザー制度の生かし方、および、外国人留学生向けチューター制度とアドバイザー制度との関係について検討することが望まれる。
	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
	中期目標	大学院生の学習・研究成果の可視化を図り、教育成果の測定方法及び学位授与の基準について検討を進める。
	年度目標	アドバイザー制度導入による複数指導体制を通じた学習成果の客観化の可能性を検討する。
	達成指標	アドバイザー制度の下で修士論文報告会を開き、その成果と問題点をFDカリキュラム委員会および教授会で共有する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	アドバイザー制度の下で修士論文報告会が開かれたことについて、教授会で報告があり、それを基に意見交換を行った。
	改善策	修士論文報告会以外での複数指導体制による学習成果の可視化の方法について引き続き検討する。
	質保証委員会による点検・評価	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

	所見	アドバイザー制度の下で修士論文報告会が実際にも開かれたこと、および、そのことが教授会で報告されて意見交換を行ったことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、修士論文報告以外でのアドバイザー制度に基づく複数指導体制の実施、および、その成果についての意見交換を行うことが望まれる。
	評価基準	学生の受け入れ
	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、他大学の入試制度との比較等により、これまでに明らかになった課題を踏まえて、今後の方向性を明確にする。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、社会人向け入試制度についての具体的な案をまとめる。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	社会人受け入れについては、研究科としてのポリシーを明確にした上での対応が必要であるとの議論が出て、年度内に具体的な制度案をまとめるのは困難となったが、FDカリキュラム委員会で意見を集約し、引き続き議論を進めていくこととした。
	改善策	社会人対応についての研究科のポリシーを明確にしつつ、具体的な制度に向けての議論を進めていく。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	社会人大学院生受け入れについての検討を行い、研究科としてのポリシーを明確にした上での対応が必要であるといった議論がなされたことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、社会人大学院生受け入れについて、研究科としてのポリシーを明確にした上で、FDカリキュラム委員会および教授会で具体的な制度に向けての議論を進めることが望まれる。
	評価基準	教員・教員組織
	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、多様性に対応できる教員側の体制について検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施する前提として、かれらが大学院教育に具体的に何を求めているかを把握する。
	達成指標	大学院生との話し合いの機会をもち、外国人留学生、社会人大学院生を含めた多様な学生たちが大学院での研究目的・大学院教育に求める具体的なニーズを調査する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	S
	理由	研究科長が大学院生と ZOOM による話し合いの機会を設け、具体的な研究目的・大学院教育におけるニーズ等について意見交換を行った。
	改善策	大学院生との話し合いを春休み期間に入って設けたため、留学生が帰国していたり、連絡がとれないといった問題があった。今後、モニタリングは学期内に行うほうが良いと思われる。
	質保証委員会による点検・評価	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

	所見	研究科長が大学院生と話し合いの機会を設け、具体的な研究目的や大学院教育に求める具体的なニーズ等について意見交換を行ったことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、大学院生、特に外国人留学生との話し合いの機会をもち、外国人留学生の研究目的や大学院教育に求める具体的なニーズを調査することが望まれる。
	評価基準	学生支援
	中期目標	COVID-19 への対応経験を踏まえ、ポスト・コロナ時代の大学院生の研究支援・生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長等との話し合いの機会を持ち、オンライン学習環境も含めた多様な大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
	達成指標	法律学専攻委員長等との面談の結果をとりまとめ、それを法学研究科教授会内で共有する。2022 年度に導入する相談員制度を充実させ、成果を検証する。
年度 末 報 告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	法律学専攻委員長との数回の面談および大学院生に対するモニタリングの結果を教授会で共有した。
	改善策	相談員制度の定着に向けて、さらなる周知に努めるとともに、特に留学生についてはチューター制度との関係性についても考えていくことが必要であるとの意見がモニタリングで出たので、この点を検討していく。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	法律学専攻委員長と数回面談を行ったことや、大学院生に対してモニタリングを行ったこと、および、それらの結果を教授会で共有したことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、法律学専攻委員長等と面談を行うこと、および、相談員制度の位置づけについて検討することが望まれる。
	評価基準	社会連携・社会貢献
	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献および社会連携の方策を引き続き、検討する。
	年度目標	社会貢献・社会連携に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科がとるべき具体的方策を検討する。
	達成指標	他大学・他研究科の実践例を調査・共有し、個別の教員レベルでの社会貢献・社会連携の状況を調査する。
年度 末 報 告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	他大学・他研究科の実践例を調査し、教授会で共有した。
	改善策	個別の教員レベルでの社会貢献・社会連携については大学 HP 上である程度公開されているため、特別な調査は行わなかったが、これらも参照しつつ、今後どのようなことができるかを検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	社会貢献・社会連携に関する他大学・他研究科の実践例を調査して、教授会で共有したことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、他大学・他研究科の実践例を調査・共有するとともに、個別の教員レベルでの社会貢献・社会連携の状況を参照しつつ、今後のあり方を検討することが望まれる。

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

<p>【重点目標】 外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。</p> <p>【目標を達成するための施策等】 外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するために2022年度に導入するアドバイザー制度や相談員制度をどのように生かせるかを検討する。</p> <p>【年度目標達成状況総括】 今年度想定していた個々の目標については、大体達成できた。学位論文執筆にあたっての比較法研究の位置づけについては前年度からの議論を踏まえ、比較法研究を行うことを原則とすることで合意をみた。2022年度から導入したアドバイザー制度も特に修士論文作成にあたってはうまく機能したと考えられる。但し、修士2年以外の制度利用を進めていくことが課題である。留学生に対するアドバイザー制度、相談員制度の機能に関しては、大学院生に聞き取りを行ったところ、チューター制度がかなりよく機能しているため、これとの連環を考えていく必要があることが明らかになった。また今後の研究科としての社会人対応に関しては、教員、在学生双方の意見を集約し、研究科の目指す方向性を含め、より深く議論を続けていくこととした。</p>

IV 2023年度中期目標・年度目標

評価基準	理念・目的
中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
年度目標	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進めるとともに、理念・目的の妥当性について引き続き検討する。
達成指標	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革について、理念・目的との整合性やいわゆる3つのポリシーとの関係を意識しながら検討する。
評価基準	内部質保証
中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
年度目標	質保証委員会からの課題の提示と、法学研究科教授会・FDカリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着を引き続き図っていく。
達成指標	質保証委員会における課題の検討状況について、研究科長によるヒアリングを実施し、課題の共有を図る。
評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。大学院教育における比較法の位置づけを検討する。
年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムや学位論文執筆のあり方について、全体的なカリキュラムとの整合性を考慮しつつ、検討を進める。
達成指標	FDカリキュラム委員会を適宜開催し、そこで外国人留学生および社会人大学院生の対応したカリキュラムや学位論文執筆のあり方に関する具体的な課題の明確化を行う。
評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するため、アドバイザー制度や相談員制度の活用について検討する。
達成指標	FD カリキュラム委員会および教授会で、外国人留学生の教育において、アドバイザー制度や相談員制度の果たす具体的な役割のあり方を明確化する。
評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
中期目標	大学院生の学習・研究成果の可視化を図り、教育成果の測定方法及び学位授与の基準について検討を進める。
年度目標	アドバイザー制度導入による複数指導体制による大学院生の学習成果を検討する。
達成指標	アドバイザー制度の下で修士論文報告会を開催し、その具体的な成果と問題点をFDカリキュラム委員会および教授会で共有する。
評価基準	学生の受け入れ
中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
年度目標	特に社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、法学研究科としての基本ポリシーを明確化した上で、具体的な制度について検討する。
達成指標	FD カリキュラム委員会を適宜開催し、法学研究科としての基本ポリシーを明確化し、それとの整合性において、今後の社会人大学院生向けの入試制度の方向性を示す。
評価基準	教員・教員組織
中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、多様性に対応できる教員側の体制について検討する。
年度目標	外国人留学生および社会人大学院生サイドにおける、法学研究科における大学院教育および教員に対する具体的なニーズを把握する。
達成指標	在学生に対するヒアリングの結果を踏まえて、外国人留学生や社会人大学院生を含めた多様なバックグラウンドを持つ学生が大学院教育に求める具体的なニーズを調査する。
評価基準	学生支援
中期目標	COVID-19 への対応経験を踏まえ、ポスト・コロナ時代の大学院生の研究支援・生活支援のあり方について検討する。
年度目標	在学生に対するヒアリングを行うことで、多様な大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
達成指標	在学生に対するヒアリングの結果をとりまとめ、それを教授会内で共有する。
評価基準	社会連携・社会貢献
中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献および社会連携の方策を引き続き、検討する。
年度目標	社会貢献・社会連携に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科が採るべき具体的な方策を検討する。
達成指標	引き続き他大学・他研究科の実践例を調査・共有し、個別の教員レベルでの社会貢献・社会連携の状況を調査する。
<p>【重点目標】 外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するため、アドバイザー制度や相談員制度の活用について検討する。</p> <p>【目標を達成するための施策等】</p>	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

FDカリキュラム委員会および教授会で、外国人留学生の教育において、アドバイザー制度や相談員制度の果たす具体的な役割のあり方を明確化する。

V 2019年度認証評価指摘事項に対する改善計画報告

種別	内容
基準	基準5 学生の受け入れ
指摘区分	改善課題
提言（全文）	<u>収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で0.30、政治学研究科修士課程で0.40と低く、人文科学研究科博士後期課程では2.23と高いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</u>
大学評価時の状況	2019年度は収容定員40名に対し、在籍者学生者数が17名で、収容定員に対する在籍学生数比率が0.43であることから、若干の改善は実現したものの、改善は未完了である。
大学評価後の改善状況・改善計画	2018年度から新入試制度が導入されており、修士課程（一般）の入試科目を専門科目2科目から1科目に変更、修士課程（外国人）の修士単願の入試科目を専門科目1科目に変更かつ日本語試験を廃止（日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること）、修士課程（外国人）の研究生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた。その結果、法学研究科の修士課程入試の志願者は2020年度に67人と大幅に増加した。その後、2021年度は57名、2022年度は59名と、2019年度の48名との比較では、増加傾向を保っていた。もっとも、2023年度は47名となっており、引き続き改善に向けた対策を要する。修士課程入学者は、2020年度が5名だったのに対して2021年度は6名、2022年度は7名と増加方向にあった。もっとも、2023年度は5名となっている。 博士後期課程入試については、2020年度より、博士後期課程入学試験科目（外国語2科目）につき、日本国内の修士課程で「日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した」外国人受験者については、「日本語で執筆された修士論文の提出」によって「日本語」試験受験に代えることができるといった変更が加えられた。2023年度博士後期課程の志願者数は3名（内、外国人は3名）であった。 今後、特に修士課程入試に関して、志願者数の増加と定員充足率の向上について検討を行うとともに、外国人留学生と社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を引き続き検討する。また、修士課程および博士後期課程への志願者数と入学者数について、ここ数年間のコロナ禍による日本人学生の経済的状況の変化や外国人留学生の志願者数の動向にも留意した上で、改善策を探る。また個別進学相談の機会を設けて、志願者数を増やすことに努める。
「大学評価後の改善状況・改善計画」の根拠資料	「大学院修士課程入試要項」 「研究科教授会議事録」

【大学評価総評】

法学研究科では、コースワーク科目とリサーチワーク科目が設置され、ガイドラインとして3つのコースが提示されており、教育課程の編成・実施方針が明確に定められ公表されており、適切である。教育課程の改善・向上に向けても、FDカリキュラム委員会を4回開催して議論を重ねており評価できる。さらに昨年度は従来のチューター制度に加え、アドバイザー制度および相談員制度を新たに導入し、大学院生の研究および生活をいっそう

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。

支援する体制を整えたことは大いに評価できる。また、法学研究科には多様な背景をもつ学生が在籍するが、学生へのヒアリングを行い、大学院教育に求めるニーズを調査することは教員体制と学生支援の質を高めるうえで期待できる取り組みであり、評価できる。特に、在籍学生の多くを占める外国人留学生については、その特性に合致した教育方法を構築するために、新たに導入したこの両制度の活用を検討することを今年度の重点目標に挙げており、大いに期待できる。

しかし課題が二つある。まず質保証については、これまで参加していなかった大学評価室による学生調査（新入生・修了生アンケート）に2023年度から参加することになっており、この調査結果の有効活用が望まれる。つぎに修士課程の収容定員充足率については、2018年度の入試改革の成果として改善傾向があったものの、2023年度は減少しているため、引き続き対応が望まれる。

法学研究科は、法曹を目指す法学部生を対象とした「学部3年間＋法科大学院2年間」の法曹コース制度が定着しつつある中で、ロースクールとの住み分けが中・長期的な課題となっている。そうした状況の中でも、親身な留学生支援への取り組みや、社会人について実務・実利面で魅力を増すために以下のことを具体的に考えていることは高く評価できる。

- ・夜間や土曜（・日曜）におけるオンライン（オンデマンド）授業活用の可能性を探る。
- ・ビジネス分野に関わる各法分野について、横断的なまとまりのあるカリキュラムを提供することを考える。これは、弁護士、司法書士の学び直しカリキュラムとしても有効と思われる。
- ・公務員向けには、中心となる行政法にとどまらず、他研究科と連携して、政治学・政策学分野の履修機会を提供することも検討する。
- ・資格獲得について、税理士資格と連携した社会人院生の入学者獲得を積極的に行っている他大学の事例を参考にしつつ、今後必要な専任教員の人事計画も含めて、補強を考える。

今後、このような施策の可能な範囲での実施が、定員充足率の改善に結びつくことが期待される。

【認証評価結果における指摘事項への対応状況に関する評価】

法学研究科は2019年度認証評価において、修士課程の2018年度の収容定員に対する在籍学生数比率が0.30と低く、定員管理の改善が求められたが、2018年度から新入試制度を導入した成果として、2019年度は0.43、2020年度は0.45と順調な増加がみられた。受験者数についても、2020年度67名、2021年度57名、2022年度59名と、コロナ禍の影響を受けながらも、その後の一定の受験者数を確保できた点は、入試改革の成果として評価できる。しかしコロナ禍が長引いたためか2023年度には収容定員に対する在籍学生数比率が0.35、受験者数が47名と減少している。これらの数値は指摘を受けた2018年度より高いため、新入試制度等が一定の効果を保持していると考えられるが、さらに対応が必要である。この状況に対して、外国人留学生と社会人院生に対応したカリキュラムの構築と入試制度の改革の検討を継続し、個別進学相談の機会を増やすだけでなく、新たな改善策も探るようであり、これらの対応の進展による成果に期待する。

【法令要件やその他の基礎的な要件の充足状況の確認】

2023年度自己点検・評価シートに記載された Ⅱ自己点検・評価（1）点検・評価項目における現状を 確認	法令要件やその他の基礎的な要件が充足していない箇所がある
＜法令要件やその他の基礎的な要件が充足していない項目＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・1.7②大学評価室による学生調査結果（新入生アンケート・修了生アンケート）を組織的に利用していますか。 ・2.3①【2023年5月1日時点】研究科・専攻における収容定員充足率は、下記の表1の数値を満たしていますか。 	

※ 回答欄「はい・いいえ」は法令要件やその他の基礎的な要件の充足を点検している。